

令和4年度 第3回指定相談支援事業者等連絡会議（議事録）

○開催日時：令和4年12月15日（木）15：00～16：30

○開催方法：オンライン開催

○参加人数：45事業所（45名参加）

○会 場：北九州市立東部障害者福祉会館6ABよりZOOM配信

○事務局：保健福祉局障害福祉部障害者支援課、障害者基幹相談支援センター

1 北九州版相談支援専門員倫理綱領案（倫理綱領ワーキング進捗の報告）について

北九州市障害者基幹相談支援センターのセンター長である工藤一成による進行のもと北九州版相談支援専門員倫理綱領（意見募集素案）について事務局より説明を行い、倫理綱領を具体的な形にするために、「あなたはどうしたら良いと思うか」「あなたの事業所ではどうしたら良いと思うか」「北九州市障害者基幹相談支援センターはどうしたら良いと思うか」の3つの問いについて参加した指定相談支援事業者より意見を聴取した。

北九州市障害者自立支援協議会相談支援部会に設置されている倫理綱領作成ワーキンググループでは、相談支援の現場において、複雑化・多様化する様々な課題について、ソーシャルワークの基本的・普遍的な価値基準を示すことで実践における拠り所となる倫理綱領について協議を行ってきた。策定にあたっての視点として、「更に相談支援の質を高めるための方向性を提示」「重層的支援に対応するため障害分野の方針を明確化」「当事者、家族の声を反映」「倫理綱領を根幹に置いた実践に努め、意思決定支援などに適用」「倫理的ジレンマを理解し相談支援に役立てる」という5つを念頭に検討してきたものである。

北九州市版相談支援専門員倫理綱領の項目の柱は、「多様性の尊重」「多職種連携」「意思決定支援のための選択」「人権尊重、権利擁護」「専門職としての質の向上」とし、①権利擁護、②自立支援、③法令順守、④調和、⑤地域づくり、⑥教導と成長、⑦人生の伴走者の7つの大項目とその説明・解説文による構成となっている。

倫理綱領作成ワーキンググループの想いとして、「難しい言葉でなく、いつも使っている言葉で、一人ひとりの心に響いてくるような説明分にしたことや迷った時、行き詰った時に、この倫理綱領の意図している事が、相談支援専門員の頭の隅っこから蘇り、明るく光りを照らす道しるべになってほしい。」というメッセージについても共有を行った。

意見交換では参加者より「せっかく話し合っただけでここまで出来上がったものなので、完成したら活用したいと思う」や「日々、業務に追われる中で支援の振り返りやふと立ち返る先ができることがあると安心できる」などの意見があった。

その他については、意見提出用紙をもちいて事務局にて意見募集を行うこととした。

2 『相談支援専門員を対象とする弁護士相談会』について

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課 事業者支援係長の秦勝彦氏より福岡県弁護士会北九州部会との連携事業として「相談支援専門員を対象とする弁護士相談会」について案内を行った。

3 その他

次回は令和5年2月16日（木）15：00～開催を予定している。
議題等の詳細が決まり次第、案内をする。